

平成14年 6月27日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

**日本油脂株式会社**

代表取締役社長 中嶋洋平

## 第79期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第79期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 第79期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。  
なお、当期から決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ（<http://www.nof.co.jp/>）に掲載することといたしましたので、ご参照ください。

**決議事項**

**第1号議案** 第79期利益処分案承認の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。利益配当金は、1株につき3円（中間配当金と合わせて年6円）と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の要旨は、次のとおりであります。

- (1) 平成13年10月1日「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が施行されたことにより、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の廃止などの改正が行われました。同法の規定により、従来1単位の株式数を1単元とする旨および1単元未満の株券を発行しない旨の定款変更がなされたものとみなされますが、これらを含め、「株式の消却」および「株式の単位」の規定の削除ならびに「額面株式1株の金額」、「名義書換代理人」、「取締役の選任」お

よび「監査役の選任」の規定の変更など、同法施行に伴う所要の変更を行いました。

(2) 平成14年4月1日「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が施行されたことにより、会社関係書類等の電子化などの改正が行われました。同法の規定により、「基準日」、「議事録」、「利益配当金の支払」および「中間配当」の規定の変更など、同法施行に伴う所要の変更を行いました。

(3) 平成14年5月1日「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が施行されたことにより、監査役の任期の伸長などの改正が行われました。同法の規定により、「監査役の任期」の規定の変更および附則の新設など、同法施行に伴う所要の変更を行いました。

変更の内容は、5頁から7頁に記載のとおりであります。

### 第3号議案

#### 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に宇野允恭、中嶋洋平、石田英樹、大井弘雄、小林昭一および山崎真吾の6氏が再選され、新たに大池弘一および藤郷栄康の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第4号議案

#### 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に酒井昇平および早坂 宗の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第5号議案

#### 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり取締役を退任された酒井昇平および柴田満太の両氏ならびに監査役を退任された山田 守および榎本幸三の両氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

### 第6号議案

#### 自己株式買受けの件

本件は、原案のとおり機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式500万株、取得価額の総額15億円を限度として買い受けることが承認可決されました。

## 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および使用人に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、承認可決されました。

### (新株予約権発行の要領)

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社の取締役および使用人
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式600,000株を上限とする。  
ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
600個を上限とする。  
なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成16年8月1日から平成20年7月31日まで
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
  - ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由および条件  
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(株式の消却)  <u>第5条の2 当社は、取締役会の決議により、平成10年6月27日以降、2千万株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(額面株式1株の金額)  <u>第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u></p>	<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)  <u>第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(株式の単位)  <u>第6条の2 当社は1,000株をもって株式の1単位とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(名義書換代理人)            第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。            名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。            当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、<u>単位</u>未満株式の買取、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。            株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、<u>単位</u>未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(名義書換代理人)            第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。            名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。            当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、<u>単元</u>未満株式の買取、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。            株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、<u>単元</u>未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載して、議長および出席した取締役が記名押印し、当会社に保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載<u>または記録</u>して、議長および出席した取締役が記名押印<u>または電子署名</u>を行い、当会社に保存する。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において<u>これを選任し、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任し、<u>発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後<u>3年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後<u>4年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(利益配当金の支払) 第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(利益配当金の支払) 第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>平成15年3月期に関する定時株主総会前に在任する監査役の任期については、第28条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u> <u>本附則は、平成15年3月期に関する定時株主総会終了後これを削るものとする。</u></p>

以 上

おって、本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、宇野允恭氏が代表取締役会長に、中嶋洋平氏が代表取締役社長に再選され、それぞれ就任いたしました。また、本株主総会終了後、監査役の互選により、山中立之氏が常勤監査役に再選され就任いたしました。

この結果、平成14年6月27日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりとなりました。

代表取締役会長	宇野允恭
代表取締役社長	中嶋洋平
取締役兼専務執行役員	石田英樹
取締役兼専務執行役員	小林昭一
取締役兼専務執行役員	大山弘真
取締役兼専務執行役員	山崎弘一
取締役兼執行役員	大藤池郷
常勤監査役	山田中
監査役	酒井念昇
監査役	安坂早
監査役	宗

(注) 安念 満および早坂 宗の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

なお、平成14年6月27日付で、次の執行役員（取締役兼務者を除く）14名が就任いたしました。

執行役員	稲小	葉川	由高	大明
執行役員	加藤	川藤	高慶	二志
執行役員	小西	藤西	周重	雄明
執行役員	鈴木	西木	正	昇実
執行役員	辻鶴	木	弘勝	理道
執行役員	仲中	岡地	茂敬	英彦
執行役員	服松	山部	廣	重行
執行役員	村山	尾田		以上

### 第79期利益配当金のお支払いについて

第79期利益配当金は、1株につき3円と決定しましたので、同封の「郵便振替支払通知書」の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間中（平成14年6月28日から平成14年7月31日まで）に、お近くの郵便局でお受け取りください。

また、銀行口座への振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご送付いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上